

議第88号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改め、同号ア中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改め、同条第6号中「減価償却資産」の右に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までまたは法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。次号において同じ。）」を加え、「第12条第3項の表の第3号」を「第12条第4項の表の第3号」に、「第45条第2項の表の第3号」を「第45条第3項の表の第3号」に改め、同条第7号中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第5条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（以下この項および次項において「新条例」という。）第5条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、または増設された新条例第2条第7号に規定する第3種特別償却設備に係る県税について適用し、同日前に新設され、または増設された改正前の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（次項において「旧条例」という。）第2条第7号に規定する第3種特別償却設備に係る県税については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第2条第7号に規定する中小連結法人については、新条例第2条第7号に規定する中小通算法人とみなして、新条例第5条の規定を適用する。